

令和7年度 清滝小学校いじめ防止基本方針

豊岡市立清滝小学校
令和7年4月1日更新

I いじめ防止に関する基本理念

- いじめは、全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめを受けた児童の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

II いじめ防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

2 いじめ問題に対する基本認識

- いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組んでいく。また、その基盤として、市教育委員会・家庭・地域や関係機関と緊密な

連携を図りながら、一体となって、児童一人一人の人的成長を促すことが必要であり、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組んでいく。

○自分で判断し行動できる人間に育てる。【個の成長】

日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、学級活動、児童会等での主体的な活動を通じたいじめ防止の活動や、小中一貫教育を生かしたインターネット、携帯電話、スマートフォン等の使用のルールづくりなど、自分で考え実行していけるよう支援する。

○児童同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする【豊かな人間関係】

○心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり相談したり気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。児童理解交流会など共有できる場や子どもと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校作りを推進する。

Ⅲ 推進体制

○校内いじめ対応チームの設置（校内組織：生活指導委員会）

いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、特定の教職員だけで抱え込まず、組織的に対応する。

構成員は、校長、教頭、生活指導担当、学年部代表、養護教諭、該当児童の担任、（コーディネータ）を基本とし、実態等に応じて柔軟に対応する。

Ⅳ いじめの未然防止のための取組

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」を行う。

1 子どもたちや学級の様子を知るために

・基本的生活習慣（清滝のよき伝統）と社会的マナーや礼儀を身に付けさせる指導を行う。

・これからの社会を生き抜くために必要な学力を習得させる。

・特別支援教育委員会との連携を図る。

・教育相談、日常的な相談窓口を設け、児童にも知らせる。

・アンケートやアセスを実施し、分析を行う。

・チェックリストを活用する

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

（1）研修の充実

○わかる授業、すべての児童が参加し活躍できる授業づくりの推進

・全教職員による公開授業、事後研修

・ペア学習、グループ学習等の活用

・ICT機器の活用による視覚支援

- ・学習規律の定着

○生活指導・教育相談に係る研修

- ・児童理解研修会（学期に1回）、児童の情報共有（毎週水曜日）
- ・いじめアンケートの実施と分析、交流会
- ・いじめアンケートの教育相談実施と教育相談
- ・特別支援教育研修会
- ・事例研修会等による、カウンセリングマインドの習得
- ・小中一貫教育によるくらしアンケート

○情報モラル研修

- ・携帯電話、インターネット等を通じて行われるいじめに対応する研修（児童・保護者・教職員向け）
- ・小中一貫教育による啓発（児童会による防災無線での呼びかけ、研修会への相互案内 など）

3 人権尊重の心を育てる活動の推進

(1) 道徳教育・人権教育・体験活動の充実

- ・「いじめをしない、ゆるさない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育の充実を図る。
- ・「新しい道徳」「ほほえみ」「こころはばたく」「心きらめく」「心ときめく」「わたしたちの道徳」を活用し、年間指導計画へ位置づける。
- ・道徳参観日、公開授業等による道徳授業の充実を図る。
- ・人間関係を結ぶ力を育てるためのコミュニケーション教育をすすめる。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンター等を取り入れる。
- ・福祉体験学習（全学年）をすすめる
- ・環境体験学習（3年）をすすめる。
- ・人権標語・ポスターの取組をすすめる。
- ・保護者、児童への情報モラル研修を実施する。

(2) 主体的な活動の推進

- ・たてわり異学年交流を実施する。（掃除・遠足・集会等）
- ・野菜や植物を育てる等、生命を育む活動を実施
- ・祖父母、地域の方に学ぶ会、伝統文化（そうだろ節）に親しむ会等地域の方との交流
- ・学級活動、委員会活動、児童会活動等の自主的活動の充実
- ・桜を守る活動

4 地域や家庭、関係機関との連携

- ・学校警察連絡会（いじめ対応ネットワーク会議）との連携を図る。〈各学期〉
- ・青少年育成町民会議との連携を図る。
- ・子どもを守る学校安全対策会議との連携を図る。〈各学期毎〉
- ・指導方針等の周知・・・いじめに対して厳正に対応することを児童と家庭へ、たより

の配布とPTA総会や懇談会にて周知する。

V いじめの早期発見について

- 1 日頃の児童の観察（授業時間・休み時間・放課後等）
 - ・児童の些細な変化に気付く。（毎朝の健康観察、日記・作文、連絡帳 等）
 - ・「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」と思った場合は、すぐに校内いじめ対応チームへ報告し情報を共有する。
 - ・子どもと一緒に居る時間の確保（職員朝会なし）と情報交換（職員終会）。
- 2 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
 - ・児童対象の毎月のアンケート調査の集計分析と情報交流をする
 - ・教育相談週間等の設定と児童への積極的関わりを推進する。
 - ・定期的な個別面談等、相談できる場をつくる
- 3 いじめに関する窓口の常設
 - ・校内いじめ対応チームの日常的な相談・対応の窓口としての活動を推進する。
 - ・全教職員自身がいじめに関する窓口であるという認識を持つように管理職が指導するとともに、児童・保護者へ全教職員自身がいじめに関する窓口であることを公言する。
- 4 いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
 - ・いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修に位置付け、計画的に実施する。
 - ・気になる児童交流会（隔月）を全職員で行い、児童の実態を交流し情報交換を行う。
 - ・事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。
 - ・アセスの結果を分析し、いじめ事案等の早期発見に努め、また、それに基づいた対応を行うことで早期解決を目指す。（保護者への通知と連携）

V いじめの早期対応について

- 1 基本的な考え方
 - ・管理職、生指担当に報告し、「いじめ対応チーム」を招集し、組織的な対応をする。
 - ・事実確認を行い、被害児童を守り、加害児童・関係児童等を指導する。
 - ・見守る体制を整備する（登下校・休み時間・清掃時間・放課後等）
- 2 基本的な対応の流れ

○いじめ情報のキャッチ

①正確な実態把握

- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その周辺にいたと思われる児童個々か

ら

いじめ事案に関わる状況を聞き取り、記録に残す。

- ・いじめ対応チームや担当が中心となり、個々の児童から聞き取りを行う。
- ・事実確認は、被害者や情報を伝えた児童を守り、聞き取りの場所や時間等に慎重な配慮を行う。

- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ・聞き取った内容、個人情報は、管理や取り扱いに十分注意する。

《把握すべき情報》

- ・誰が誰をいじめているのか・・・・・・・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか・・・・・・・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか・・・・・・・・・・・・・・・・【内容】
- ・いじめの動機、きっかけは何か・・・・・・・・・・・・・・・・【要因・背景】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか・・・・・・・・・・・・・・・・【期間】

②指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を明確にする。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

3 いじめられた児童に対して

【児童に対して】

- ・事実確認とともに、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

4 いじめた児童に対して

【児童に対して】

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行う。

「いじめは人として決して許されない行為であること」

「いじめられた側は、耐えがたい苦痛や悲しみを感じていること」

【保護者に対して】

- ・ 正確な事実関係を、直接、丁寧に説明する。
- ・ いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。
- ・ 学校側の指導方針や願いを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

5 周りの児童に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級、学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関する報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

6 再発防止のための継続した指導

- ・ いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援する。
- ・ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関との連携を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学級づくりへの取組を強化する。

VI ネット上のいじめへの対応について

- ・ 未然防止には、子どものスマートフォン・携帯電話やパソコン、ネットにつながるゲーム機等を第一義的に管理する保護者と連携した取組をすすめる。
- ・ 学習会や研修会などを実施し、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ・ 早期発見のため、メールを見たときの表情や変化や使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を図る。
- ・ 「ネット上のいじめ」を発見したときは、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると

ともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な関係機関と連携して対応していく

【情報モラル指導で、児童に理解させるポイント】

- 発信した情報は、多くの人にすぐ広まる。
- 誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されないこと
- 匿名でも書き込みをした人は特定できること
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺を招いたり、被害者の傷害など別の犯罪につながる可能性があり、取り返しの付かないことにつながることもある。
- 一度流出した情報は、簡単には削除できず、永久に残ることもある。
- 書き込みをした側の将来にも、大きく影響することがある。進学、就職、結婚等

【情報モラル指導で、保護者に伝えること】

- 児童のスマートフォン、携帯電話、PC、ネットにつながるゲーム機等を第一義的に管理するのは保護者であること
- フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと
- スマートフォン、携帯電話を持たせる必要性について、十分に検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識を持つこと
- 知らぬ間に利用者の個人情報が流出するなど、インターネット特有のトラブルが起これ得るという認識を持つこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に、児童に深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること

いじめの解消の要件

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人および保護者に対して、面談等で確認する。解消に至っていないときは、被害児童を徹底的に守り通し安全安心を確保する。※解消を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続け

る。

★参考文献：兵庫県いじめ対応マニュアル（H29 8月） 豊岡市いじめ防止基本方針（H29 3月）

組織的対応の流れ



